

信州大学繊維学部と青木村との連携に関する協定書

信州大学繊維学部（以下「甲」という。）と長野県青木村（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、平成29年2月16日付け「信州大学繊維学部と青木村との連携に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと地域の産業、環境保全並びに人材育成のため、産業振興ものづくり等の分野において相互に協力することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、連携・協力するものとする。

- （1）産業振興に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）環境保全に関すること。
- （4）地域づくりに関すること。
- （5）地域資源の活用に関すること。
- （6）その他両者が協議して必要と認めること。

（有効期間）

第3条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協 議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自が1通を保管するものとする。

令和2年2月16日

令和2年2月16日

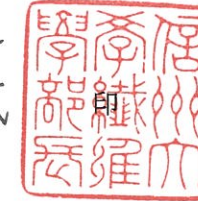
甲 長野県上田市常田3丁目15番1号

乙 長野県小県郡青木村大字田沢111番地

信州大学繊維学部長

青木村長

下坂 誠



北村 収夫

